諮問日:平成28年7月6日(平成28年度(情)諮問第5号)

答申日:平成28年10月11日(平成28年度(情)答申第10号)

件 名:東京高等裁判所管内の裁判官の期別名簿の不開示判断(不存在)に関する

件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京高裁管内の裁判官の期別名簿(最新版)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官(以下「原判断庁」という。)が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年6月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

裁判官の期別名簿とは、修習期ごとに並べられた名簿を指すと解すべきところ、原判断庁の説明では、裁判官の期別名簿は作成し、又は取得していないと

のことである。また,原判断庁において,苦情申出人に対し,上記期別名簿以外に裁判官の修習期が記載されている名簿についても本件申出の対象文書に含める旨確認しているが,そのような文書も作成し,又は取得していないとのことである。

なお、司法行政事務を処理するに際し、裁判官の修習期を認識する必要がある場面はあるものの、通常、個々の裁判官の履歴書を確認すれば足り、期別名 簿又は裁判官の修習期を記載した名簿を作成しておく必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は,本件諮問について,以下のとおり調査審議を行った。

① 平成28年7月6日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同月11日 審議

④ 同年9月30日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書について、東京高等裁判所管内の 裁判官を修習期ごとに並べた名簿と特定すべきと説明するところ、本件開示申 出に係る申出書の記載に照らし、上記の特定は合理的である。

そして,同説明によれば,東京高等裁判所において本件開示申出文書は作成 し,又は取得しておらず,事務処理上その必要もないとのことであるところ, 当該説明が不合理であるとする事情もうかがわれない。

この点について、苦情申出人は、苦情の申出書において、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を最高裁に改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」とするだけで、本件開示申出文書が司法行政事務処理上必要であるという合理的な説明を何らしないのであるから、本件開示申出文書の存否については、これ以上の判断を要しない。

したがって, 東京高等裁判所において, 本件開示申出文書を保有していない

ものと認めるのが相当である。

2 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない として不開示とした原判断については、東京高等裁判所においてこれを保有し ていないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	口	正	人